

令和5年度WAM助成シンポジウム

こども家庭庁の役割と NPO等民間組織の意義

令和5年9月26日

こども家庭庁支援局家庭福祉課
企画官・ひとり親家庭等支援室長
宮崎 千晶

こども家庭庁について

本日のアウトライン

- こども家庭庁について
- こども基本法と「こども大綱」
- こども家庭庁が進める新たな取組
- 「こども未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）」
- N P O等民間組織との連携について

1. こども家庭庁とは

こども家庭庁のスローガンは「こどもまんなか」。

わたしたちはみなさん一人ひとりの意見を聴いてその声をまんなかに置きアクションしていきます。

そしてみなさんにとって最もよいことは何かを考えて、政策に反映していきます。

みなさんや子育てしている人たちの困っていることに向き合い、いざというときに守るための仕組みをつくっていきます。

こども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決し、大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へと作り変えていくための司令塔、それがこども家庭庁です。

(こども家庭庁HP、小倉大臣「こども家庭庁発足メッセージ こども・若者のみなさんへ」(R4.4.1)より)

2. こども家庭庁の役割

(1) こども政策の司令塔としての総合調整

例: 少子化対策 など

(2) 省庁の縦割り打破、新しい政策課題や隙間事案への対応

例: こどもの意見反映の仕組み、幼児期までのこどもの育ち指針、こどもの居場所、日本版DBSの創設 など

(3) 保健・福祉分野を中心とする事業の実施

例: 保育、母子保健、社会的養育、こどもの貧困対策、こどもの自殺対策、虐待防止対策、障害児対策 など

3. こども家庭庁の基本姿勢

(1) こどもや子育て中の方々の視点に立った政策立案

(2) 地方自治体との連携強化

(3) 様々な民間団体とのネットワークの強化

こども家庭庁とは ② ～令和5年度こども家庭庁関連予算の全体像

- 令和5年度のこども家庭庁当初予算（一般会計・特別会計）は、**4.8兆円**。令和4年度第2次補正予算で前倒しで実施するもの等を含めれば、**5.2兆円**規模。

(単位：億円)

区 分	令和5年度 当初予算	【参考】 令和4年度 第2次補正予算額 (こども関係予算)	【参考】 令和4年度予算額 (移管予定分)
一 般 会 計	14,657	2,428	14,133
うち社会保障関係費	14,560	2,124	14,018
年金特別会計 (子ども・子育て勘定)	33,447	1,336	32,738
合 計	48,104	3,764	46,871

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

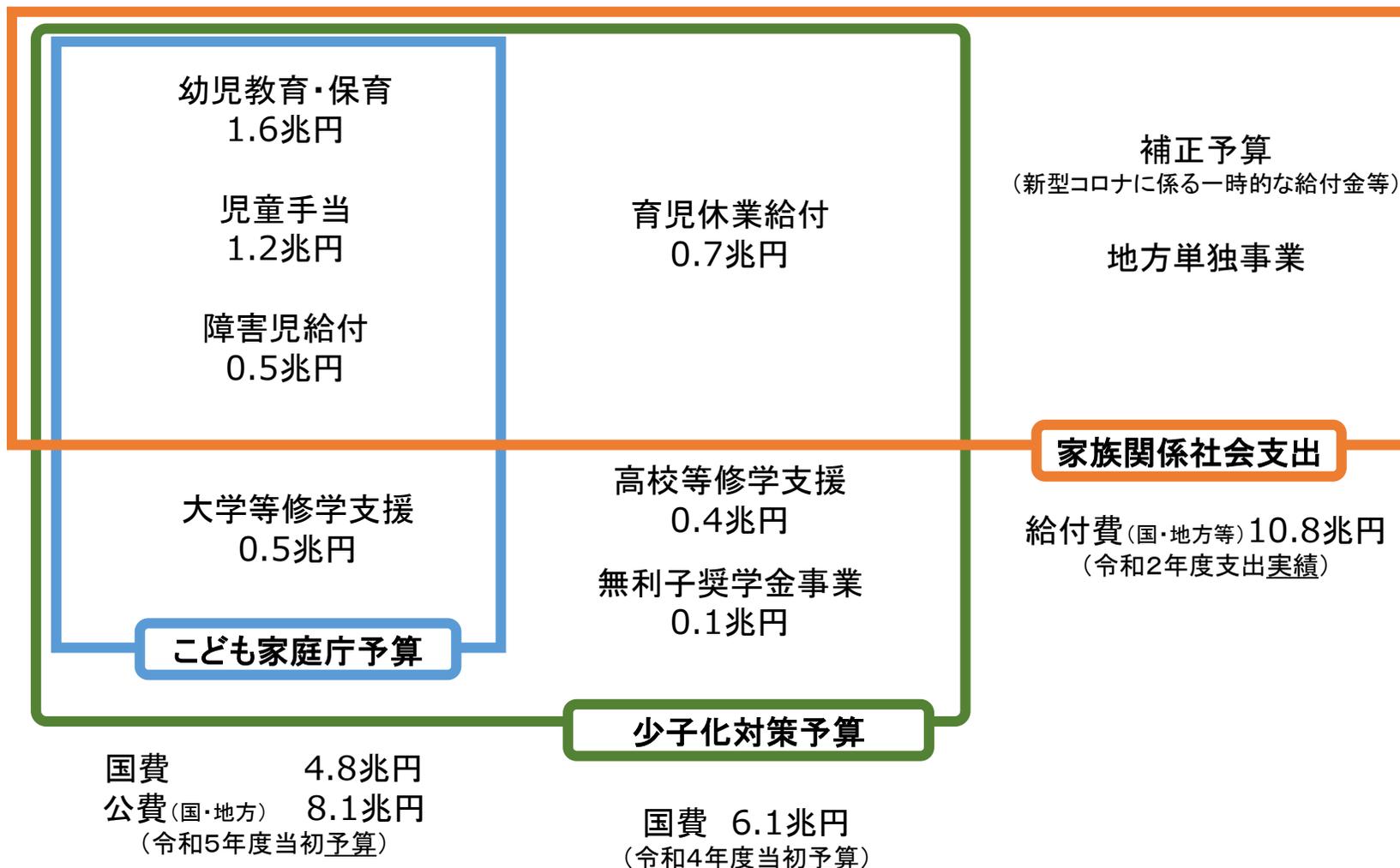
(注) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

(注) 一般会計の金額は、年金特別会計に繰り入れる額を除いたもの。

(参考1) 対前年度と比較して、約1,233億円(+2.6%)の増(一般会計及び年金特別会計)となっているが、主な要因としては、「出産・子育て応援交付金」の継続実施(+370億円)、保育士等の処遇改善(+564億円)、保育所等の受け皿整備(+554億円)など。

(参考2) 上記のほか、厚生労働省において育児休業給付(労働保険特別会計) 7,625億円(+325億円、令和4年度:7,300億円)を確保。

こども政策に関する予算



こども家庭庁とは ③ ～組織と体制

- こども家庭庁の内部組織は、長官官房、成育局及び支援局の1官房2局体制。
- 定員については、内部部局が350名、施設等機関が80名、合計430名。

長官官房（企画立案・総合調整部門）

○長官、官房長、総務課長、参事官（会計担当）、参事官（総合政策担当）

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整（こども大綱の策定、少子化対策、こどもの意見聴取と政策への反映等）
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等（こどもDXの推進を含む）
- 地方自治体との連携強化
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善 など

※ この他、支援金制度等準備室において、こども・子育て支援のための新たな特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設、企業を含む社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で広く負担していく新たな枠組み「支援金制度（仮称）」の構築等について検討。

成育局

○局長、審議官、総務課長外5課長・1参事官

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等基本方針の策定
- 保育対策
- 幼児期までの全てのこどもの育ちの保障
- 全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全 など

支援局

○局長、審議官、総務課長外3課長

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの自殺対策
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- 地域におけるいじめ防止対策 など

1. こどもの視点に立った司令塔機能の発揮、 こども基本法の着実な施行

- ・こども大綱の推進
- ・こども基本法
- ・こどもの意見聴取と政策への反映
- ・「こども若者★いけんぷらす」について
- ・こどもデータ連携実証事業
- ・国際関係

2. こどもが健やかで安全・安心に成長 できる環境の提供

- ・子ども・子育て支援制度
- ・こども・子育て支援
- ・保育
- ・幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針
(仮称)
- ・こどもの居場所づくり
- ・こども・若者育成支援
- ・こどもの安全
- ・青少年の安全で安心な社会環境の整備

3. 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を 感じられる社会の実現、少子化の克服

- ・少子化対策
- ・母子保健・不妊症・不育症など
- ・妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的
支援の一体的実施（出産・子育て応援交付金）
- ・科学研究事業

3. 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を 感じられる社会の実現、少子化の克服

- ・少子化対策
- ・母子保健・不妊症・不育症など
- ・妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的
支援の一体的実施（出産・子育て応援交付金）
- ・科学研究事業

4. 成育環境にかかわらず誰一人取り残す ことなく健やかな成長を保障

- ・児童虐待防止対策
- ・社会的養護
- ・ひとり親家庭等関係
- ・障害児支援
- ・こども家庭庁におけるいじめ防止対策
- ・こどもの貧困対策
- ・ヤングケアラーについて
- ・こどもの自殺対策

こども基本法と「こども大 綱」

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う**全てのこどもが**、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業者・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、**こども大綱の策定**
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- **施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映**
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、**内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置**
 - ① **大綱の案を作成**
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども基本法とこども大綱 ① ~こども大綱の策定に向けて

こども大綱の案の具体化に当たり、**こども・若者や子育て当事者等から聴いた意見を真摯に受け止める**とともに、**既存3大綱の進捗と成果を踏まえつつ、本報告に示した考え方及び第1次報告書に記載された具体的施策の実現**に向け最大限の努力を求める。

これまでの検討の経緯

R4.6
こども基本法 成立
(こども大綱策定に関し規定)

R4.9
こども政策の推進に係る有識者
会議

R4.9~R5.1
幅広い当事者・関係者から意見聴取



関係団体・有識者との対話



大臣による児童館・
児童養護施設等訪問



こども大綱の役割

- 既存の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一元化し、さらに必要な施策を盛り込む。
- 政府を挙げて取り組むべきこども・若者に関する施策、少子化の克服、こどもの貧困に関する施策を幅広く対象。
- こども大綱で、常にこども・若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者に関する取組・政策を社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」を実現。
- 家庭を持つことや、こどもを産むことや育てることの喜び・楽しさを実感できることで、少子化の克服やこども・若者のより良い成長を実現。

こどもまんなかフォーラム等から得られた気付きや示唆

- ① こども・若者の意見表明や参画に関連する事項
- ② こどもや若者の健やかな成長に関連する事項
- ③ 困難な状況にあるこどもや若者、家庭への支援に関連する事項
- ④ 結婚、妊娠・出産、子育てに関連する事項
- ⑤ こども・若者の周囲にいる大人に対する支援に関連する事項
- ⑥ 関係省庁・地方自治体・民間団体等の連携に関連する事項

こども施策の立案・実施に当たって 踏まえるべき基本的な共通事項

1 こども・若者、結婚・子育てを希望する方や子育て当事者の 視点に立って考えること

- ▶こども・若者が、社会や保護者の支えを受けながら、意見表明と自己決定の主体、いわば権利の主体として意見形成・意見表明・社会参画ができること
- ▶声をあげにくいこども・若者への十分な配慮
- ▶こども・若者の意見を施策に反映し、フィードバック、社会に発信

2 こどもや若者のライフステージに応じて切れ目なく対応していくこと

- ▶ライフスタイルによらず、将来の展望を描ける環境整備
- ▶乳幼児期から大人になるまで社会全体で支える

3 全てのこども・若者への対応を基本としつつ、こどもや若者の現在と 将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないようにす ること

- ▶全てのこども・若者の幸福（Well-being）向上（居場所・学び・外遊び等）
- ▶全国どこでも必要な支援が受けられる環境整備
- ▶こども・若者が抱える困難に対する重層的アプローチ

4 結婚や子育てに希望を持つことができ、その希望を叶えるように すること

- ▶子育てに夢と喜びを感じることのできる社会づくり
- ▶結婚や子育てに希望を持てるようにし、その希望を叶える（価値観を押し付けない・プレッシャーを与えない）

5 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方自治体、民間 団体等との連携を重視すること

- ▶国が地方自治体と密接に連携、視点を共有しながら施策を推進
- ▶地域の支援団体や若者団体などの共助を行政が支える
- ▶こども・若者に関する国内施策の推進、国際的な取組への貢献

こども基本法と こども大綱 ③



こども
若者



こども施策を進めるに 当たっての基本姿勢

1 こどもや若者の人格・個性を尊重する基本認識の共有

- ▶人格・個性・多様性が尊重され、主体的に、尊厳を持ち、幸福に暮らす
- ▶属性等により差別的な取扱いを受けない。こども・若者の可能性を広げる
- ▶こども基本法や児童の権利条約を社会全体に共有

2 こども・若者のライフステージに応じた切れ目ない施策の確保

- ▶成育過程において、関係機関等が連携し保健・療育・福祉・教育を提供
- ▶学校等の場をプラットフォームとして、相互に協力

3 若者、結婚・子育てを希望する方や子育て当事者が結婚や子育てに 希望を持つことができ、その希望をかなえられる環境の整備

- ▶結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた切れ目ない支援の推進
- ▶地域の実情に応じたきめ細かな取組や、全ライフステージにわたる雇用環境等の整備・働き方改革を進める

4 こども・若者に関わる大人への重層的な 支援の確保

- ▶保護者が自己肯定感を持ち、幸せにこどもと向き合える環境を整える
- ▶支援者が喜び・幸せ・充実を感じ、安心したキャリアパスを描ける環境を整える、多様な人材確保・育成

5 誰一人取り残さず、確実に届ける支援の充実

- ▶制度・組織による縦割りの壁、18歳や20歳などの年齢の壁を克服した、プッシュ型・アウトリーチ型支援
- ▶個別ニーズに応じたきめ細かい支援及びインクルージョン推進の観点から施策を講じることが重要

6 EBPMの推進

- ▶中長期的視点に立ったPDCAサイクル構築、効果の点検・評価・公表
- ▶大学・民間研究機関等と連携した、包括的な観点での調査研究

概要

- こども基本法第9条により、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱を定めることとされている。
- こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

検討状況

- こども基本法第17条により、こども政策推進会議（会長：内閣総理大臣、構成員：全閣僚）において、こども大綱の案を作成することとされている。
- 内閣総理大臣より、こども家庭審議会に対して諮問がなされ、検討が進められているところ。

【こども政策推進会議】

- 第1回：4月18日
立ち上げ、こども大綱の案の作成の進め方

【こども家庭審議会】

- 第1回：4月21日
立ち上げ、内閣総理大臣からの諮問等
：今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針及び重要事項等について

【こども家庭審議会基本政策部会】

- 第1回：5月22日
立ち上げ、自由討議
- 第2回：6月20日
討議（こども大綱の構成要素及び枠組み、目指すべき社会像、基本的な方針 ①）
- 第3回：6月30日
討議（こども大綱の構成要素及び枠組み、目指すべき社会像、基本的な方針 ②）
……………

※秋頃に中間整理を取りまとめの上、こども・若者、子育て当事者等の意見を聴く取組を実施。
年内を目途にこども大綱を**閣議決定**

- こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。
- 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある

【第5条】 地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

【第10条】 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）

- 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする（こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること）
- 各計画は、既存の各法令（※）に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能
※ 子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

【第11条】 こども等の意見の反映

- 地方公共団体（※）は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、**こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置**（例：こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等）を講ずるものとする
- ※ 「地方公共団体」とは、**地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体**を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれると解される
- **具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断**
- 聴取した意見が**施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバック**することや広く社会に発信していくことが望ましい

【第13条、第14条】 関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）

- 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする

こども家庭庁の取組

経済財政運営と改革の基本方針2023（抜粋）
（令和5年6月16日閣議決定）

第2章 新しい資本主義の加速 3. 少子化対策・こども政策の抜本強化

（加速化プランの推進）

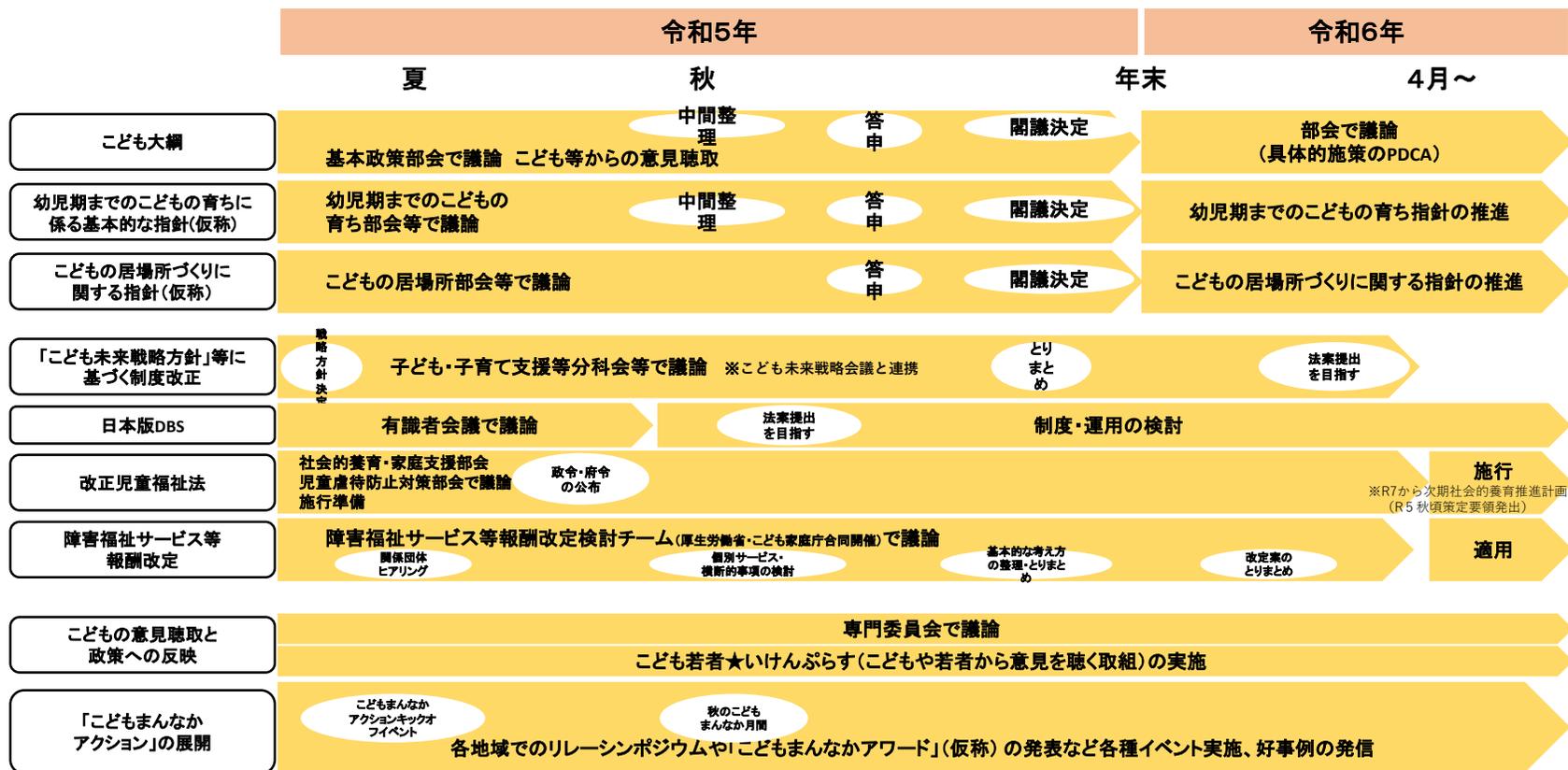
（略）「こども未来戦略方針」に基づき、今後「加速化プラン」の**3年間の集中取組期間**において、**「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」**（児童手当の拡充、出産等の経済的負担の軽減、地方自治体の取組への支援による医療費等の負担軽減、奨学金制度の充実など高等教育費の負担軽減、個人の主体的なリ・スキリングへの直接支援、いわゆる「年収の壁」への対応、子育て世帯に対する住宅支援の強化）、**「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」**（妊娠期からの切れ目ない支援の拡充や幼児教育・保育の質の向上、「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設など）、**「共働き・共育での推進」**（男性育休の取得促進や育児期を通じた柔軟な働き方の推進、多様な働き方と子育ての両立支援）とともに、こうした具体的政策に実効性を持たせる「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」を、「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保を進めつつ、政府を挙げて取り組んでいく。

こども・子育て予算倍増に向けては、「加速化プラン」の効果の検証を行いながら、政策の内容・予算をさらに検討し、こども家庭庁予算で見て、2030年代初頭までに、国の予算又はこども1人当たりで見た国の予算の倍増を目指す。その財源については、今後更に政策の内容を検討し、内容に応じて、社会全体でどう支えるかさらに検討する。

（こども大綱の取りまとめ）

常にこどもや若者の視点でこどもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」を実現するため、**こども基本法に基づき、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるこども大綱を年内を目途に策定し、**こども家庭庁が「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔機能を発揮する中で、政府全体でこども施策を強力に推進する。こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、国や地方公共団体の政策決定プロセスへのこどもや若者の参画、意見の反映促進、健やかな成長を社会全体で後押ししていく

こども家庭庁の主な政策のスケジュール①



こども家庭庁の主な政策のスケジュール②



こども家庭庁の新たな取組の例 ～ こども若者★いけんぷらす

「こども若者★いけんぷらす」の「ぷらすメンバー」に登録できる人
★2023年4月の時点で、小学1年生世代から20代の方★
(1993年4月2日生まれ～2017年4月1日生まれの方)

「こども若者★いけんぷらす」のしくみ

○「こども若者★いけんぷらす」
を行う目的

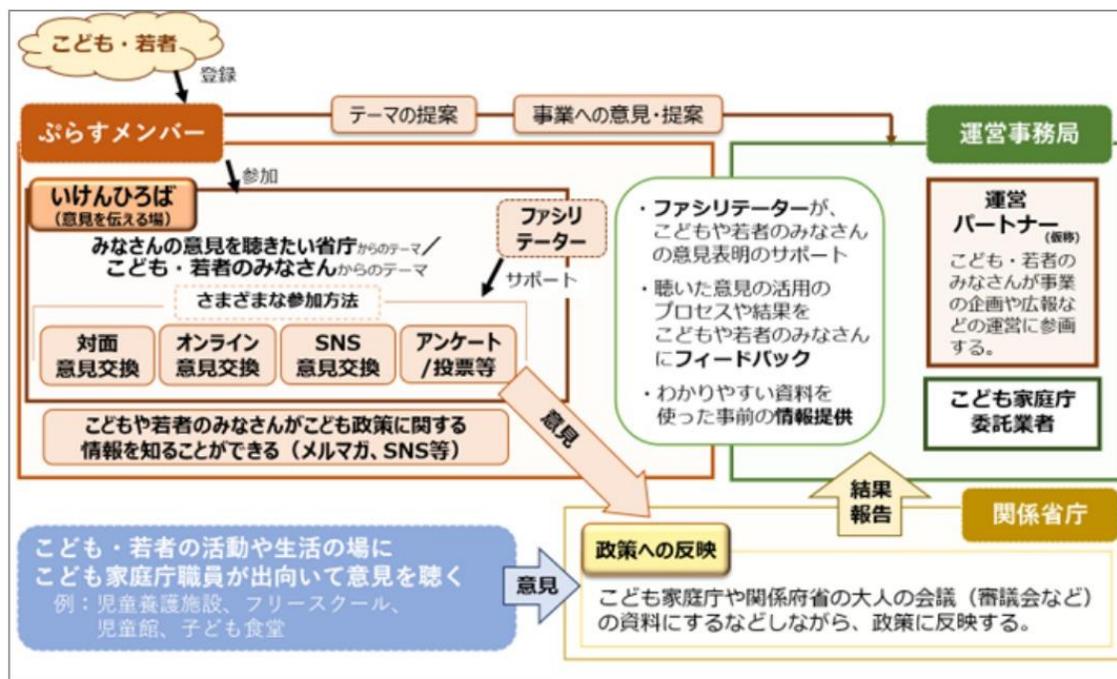
こども・若者のみなさんが、政策に対して意見を伝えて、政策を決めるプロセス（過程）に主体的に参画（さんかく）する機会・場を得ること。

政府（せいふ）が、こども・若者のみなさんの意見を広く聴いて、制度や政策に反映し、制度や政策をより良くすること。

社会全体にこの取組を広く発信することで、こども・若者の意見を聴くことの大切さについての理解をひろげること。

第2回ぷらすメンバーの会を開催 2023.6.7
第1回ぷらすメンバーの会を開催 2024.4.28

「ぷらすメンバー」に登録する方法
<https://www.cfa.go.jp/policies/iken-plus/details/>



「こども未来戦略方針」

(令和5年6月13日閣議決定)

I. こども・子育て政策の基本的考え方

II. こども・子育て政策の強化：3つの基本理念

1. こども・子育て政策の課題

- (1) 若い世代が結婚・子育ての将来展望が描けない
- (2) 子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境がある
- (3) 子育ての経済的・精神的負担や子育て世帯の不公平感が存在する

2. 3つの基本理念

- (1) **若い世代の所得を増やす**
- (2) **社会全体の構造・意識を変える**
- (3) **全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する**

III. 「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

1. 加速化プランにおいて実施する**具体的な施策**

- (1) **ライフステージを通じた**子育てに係る**経済的支援の強化**や若い世代の所得向上に向けた取組
- (2) **全てのこども・子育て世帯**を対象とする**支援の拡充**
- (3) **共働き・共育ての推進**
- (4) **こども・子育てにやさしい社会づくり**のための意識改革

2. 「加速化プラン」を支える**安定的な財源の確保**

3. こども・子育て**予算倍増に向けた大枠**

IV. こども・子育て政策が目指す将来像とPDCAの推進

こども未来戦略方針 ①

Point1 経済成長実現と少子化対策を「車の両輪」に

経済成長の
実現

持続的で構造的な賃上げと
人への投資・民間投資

少子化
対策

経済的支援の充実



若者・子育て世代の
所得を伸ばす

Point2 「3兆円半ば」の規模

2030年代
初頭までに **倍増**

5割以上
増

こども家庭庁
予算

+3兆円
半ば
大宗を3年で実施



こども一人当たりの
家族関係支出で

OECD トップの
スウェーデン
に達する水準



Point3 スピード感

今年度
から

出産育児一時金の引上げ
0～2歳の伴走型支援など

来年度
から

児童手当の拡充
「こども誰でも通園制度」の取組など

さらに

先送り（段階実施）になっていた
「高等教育の更なる支援拡充」
「貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児支援」を前倒し

少子化対策「加速化プラン」

①若い世代の所得を増やす

児童手当

- ☑ 所得制限撤廃 ☑ 支給期間 3 年延長（高校卒業まで）
- ☑ 第三子以降は3万円に倍増

高等教育（大学等）

- ☑ 授業料減免（高等教育の無償化）の拡大
- ☑ 子育て期の貸与型奨学金の返済負担の緩和
- ☑ 授業料後払い制度の抜本拡充

出産

- ☑ 出産育児一時金を42万円から50万円に大幅に引上げ
- ☑ 2026年度から、出産費用の保険適用などを進める

働く子育て世帯の収入増

- ☑ 106万円の壁を超えても手取り収入が逆転しない
- ☑ 週20時間未満のパートの方々→雇用保険の適用を拡大
自営業やフリーランスの方々→育児中の国民年金保険料を免除

住宅

- ☑ 子育て世帯が優先的に入居できる住宅
今後、10年間で計30万戸
- ☑ フラット35の金利を子どもの数に応じて優遇

②社会全体の構造や意識を変える

育休をとりやすい職場に

- ☑ 育休取得率目標を大幅に引上げ
- ☑ 中小企業の負担には十分に配慮／助成措置を大幅に拡充

育休制度の抜本的拡充

- ☑ 3才～小学校就学までの「親と子のための選べる働き方制度」を創設
- ☑ 時短勤務時の新たな給付
- ☑ 産後の一定期間に男女で育休を取得した場合の給付率を手取り10割に

③全てのこども・子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援

切れ目なく全ての子育て世帯を支援

- ☑ 妊娠・出産時から0～2歳の支援を強化
伴走型支援：10万円＋相談支援
- ☑ 「こども誰でも通園制度」を創設
- ☑ 保育所：量の拡大から質の向上へ
- ☑ 貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児

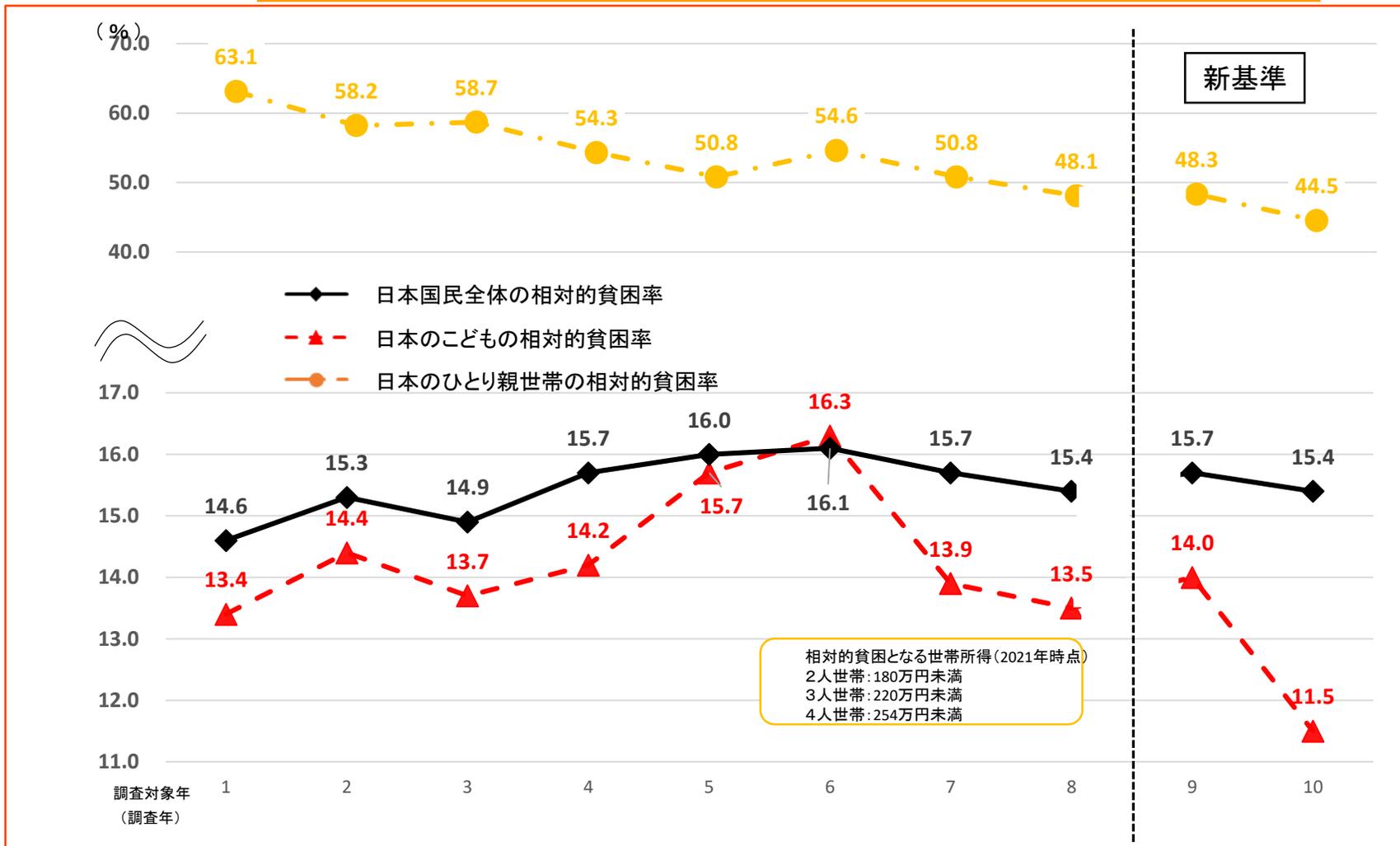
こども・子育て予算倍増に向けた大枠

- 「加速化プラン」の予算規模は、**現時点ではおおむね3兆円程度**（事業費ベース）。
さらに、
 - ・ **高等教育費の更なる支援拡充策**
 - ・ 今後こども大綱の中で具体化する**貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児に関する支援策**について、**今後の予算編成過程において施策の拡充を検討**し、全体として**3兆円半ばの充実**を図る。
- 「加速化プラン」の実施により
 - ・ **こども一人当たりの家族関係支出**で見て、OECDトップ水準の**スウェーデンに達する水準**に
 - ・ 国の**こども家庭庁予算**（2022年度4.7兆円）は**約5割増加**
 - ・ **育児休業関連予算**は**倍増**
が見込まれる
- こども・子育て予算倍増に向けては「加速化プラン」の効果の検証を行いながら、政策の内容・予算をさらに検討。
 - **こども家庭庁予算**で見て、**2030年代初頭**までに、国の予算又はこども一人当たりで見た国の予算の**倍増を目指す**。
 - その**財源については**、今後更に政策の内容を検討し、内容に応じて、**社会全体でどう支えるか**さらに**検討**する。

N P O等民間組織との連携 について

～こどもの貧困対策から～

こどもの貧困率の推移



※貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

※相対的貧困率とは、等価可処分所得(※1)の貧困線(※2)に満たない人の割合をいう。

→ 保育サービスなどの現物給付や資産の多寡が考慮されていないことに留意が必要。

(※1)世帯の可処分所得(収入から直接税・社会保険料を除いたもの)を世帯人員の平方根で割った金額。

(※2)等価可処分所得の低い人から順に並べて、真ん中の順位(中央値)の金額の半分の金額。2021年調査時点で127万円。

※「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 (出所) 国民生活基礎調査(厚生労働省)

ひとり親家庭の主要統計データ(令和3年度全国ひとり親世帯等調査の概要)

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数	1 1 9 . 5 万世帯 (1 2 3 . 2 万世帯)	1 4 . 9 万世帯 (1 8 . 7 万世帯)
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 7 9 . 5 % (7 9 . 5 %) [7 9 . 6 %] 死別 5 . 3 % (8 . 0 %) [5 . 3 %]	離婚 6 9 . 7 % (7 5 . 6 %) [7 0 . 3 %] 死別 2 1 . 3 % (1 9 . 0 %) [2 1 . 1 %]
3 就業状況	8 6 . 3 % (8 1 . 8 %) [8 6 . 3 %]	8 8 . 1 % (8 5 . 4 %) [8 8 . 2 %]
就業者のうち 正規の職員・従業員	4 8 . 8 % (4 4 . 2 %) [4 9 . 0 %]	6 9 . 9 % (6 8 . 2 %) [7 0 . 5 %]
うち 自営業	5 . 0 % (3 . 4 %) [4 . 8 %]	1 4 . 8 % (1 8 . 2 %) [1 4 . 5 %]
うち パート・アルバイト等	3 8 . 8 % (4 3 . 8 %) [3 8 . 7 %]	4 . 9 % (6 . 4 %) [4 . 6 %]
4 平均年間収入 [母又は父自身の収入]	2 7 2 万円 (2 4 3 万円) [2 7 3 万円]	5 1 8 万円 (4 2 0 万円) [5 1 4 万円]
5 平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	2 3 6 万円 (2 0 0 万円) [2 3 6 万円]	4 9 6 万円 (3 9 8 万円) [4 9 2 万円]
6 平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	3 7 3 万円 (3 4 8 万円) [3 7 5 万円]	6 0 6 万円 (5 7 3 万円) [6 0 5 万円]

※令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。

※ () 内の値は、前回(平成28年度)調査結果を表している。(平成28年度調査は熊本県を除いたものである)

※ [] 内の値は、今回調査結果の実数値を表している。

※「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、令和2年の1年間の収入。

※ 集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答(無記入や誤記入等)がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値(比率)を表している。

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもの生活の向上を図る。

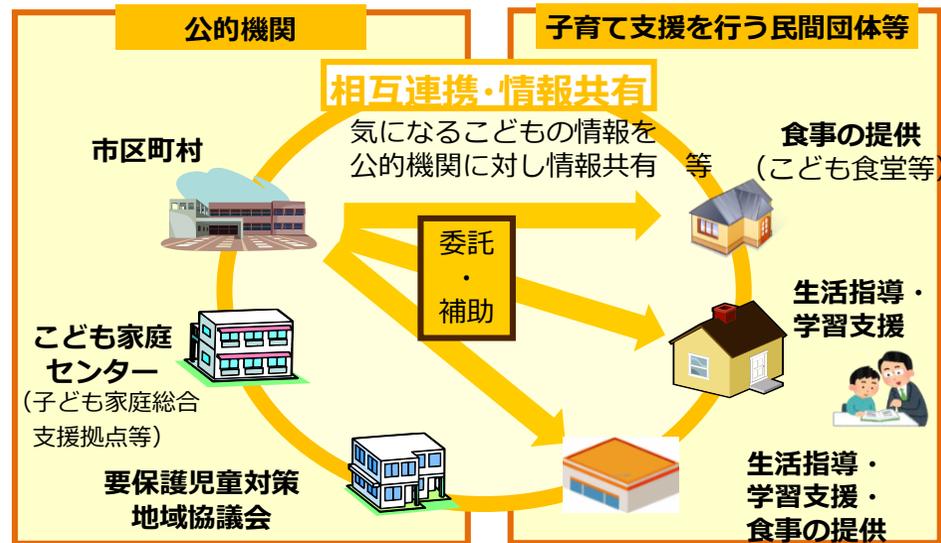
※ こども家庭庁の発足を踏まえ、こども食堂等への補助事業である「地域子供の未来応援交付金」（内閣府）を本事業に統合。

2 事業の概要・スキーム

- 地域の実情に応じて、以下の①から③の支援を組み合わせて実施する。
 - ①基本的な生活習慣の取得支援や生活指導
 - ②学習習慣の定着等の学習支援
 - ③食事の提供
- 地域における支援体制を確立するため、関係機関の連携体制の整備を地域の実情に応じて実施する。

【拡充内容】

- (1) 食事の提供にかかる費用を新たに補助する。
※③のみの実施も可能とするが、こども食堂等が適切に市区町村（こども家庭センターや要対協等）と連携することを要件とする。
- (2) 関係機関の連携体制の整備にかかる費用を補助する。
- (3) 「地域子供の未来応援交付金」からのスムーズな移行を進めるための自治体負担の激変緩和措置及びこれまで市区町村と連携が図られていなかった事業者が自治体と連携して事業を行えるよう、通常より高い国庫補助率を特例的に設定する。



3 実施主体等

- 【実施主体】 都道府県・市区町村
 【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2（上記2(3)の場合の特例：国2/3、都道府県・指定都市・中核市1/3）
 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4（上記2(3)の場合の特例：国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6）

【補助単価】

○生活指導・学習支援

(1) 事務費	1事業所当たり	2,746千円
(2) 事業費（集合型）	1事業所当たり	4,898千円（週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる）
(3) 事業費（アウトリーチ型）	1回の訪問が1日の場合	10,420円/回（半日以内の場合 6,700円）
(4) 実施準備経費	1事業所当たり	① 改修費等 4,000千円 ② 礼金及び賃借料（実施前月分） 600千円

○食事の提供

1事業所当たり 3,500千円

○連携体制整備

1実施主体当たり 453千円

ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業

令和4年度第二次補正予算：25億円

1 事業の目的

困窮するひとり親家庭等や要支援世帯の子ども等を対象とした、子ども食堂など、子どもの居場所や食への支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

【1】国⇒中間支援法人

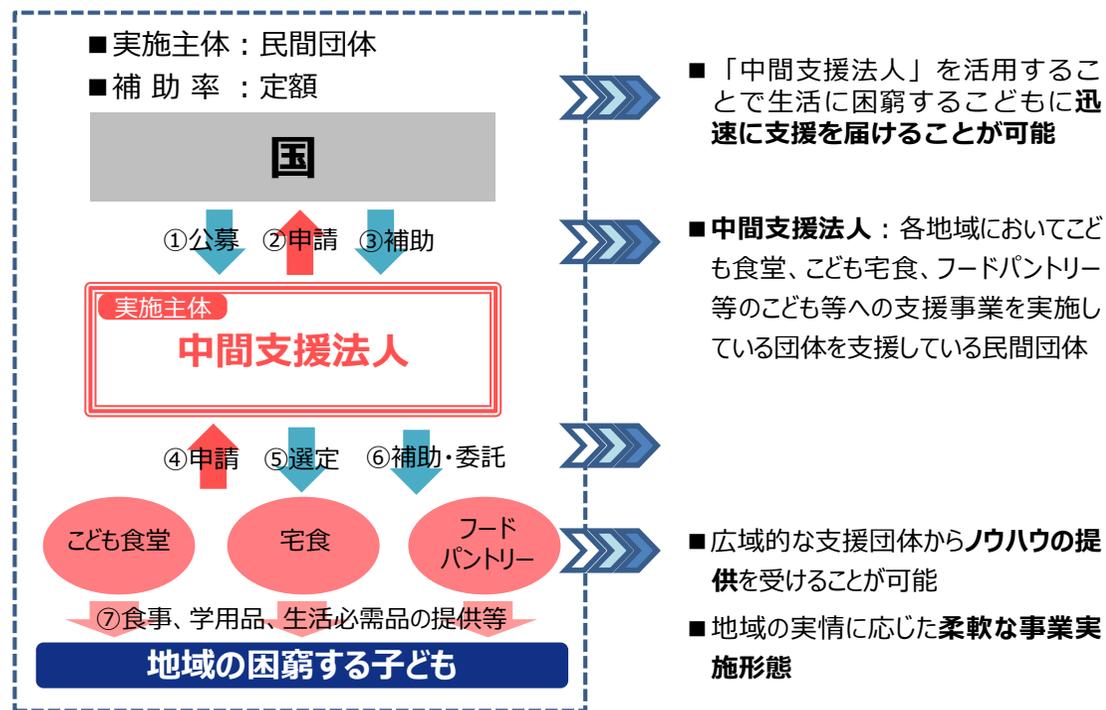
- 子ども食堂等の事業者を対象として広域的に支援を行う中間支援団体を公募し、選考委員会を開催した上で対象事業者を決定。

【2】中間支援法人⇒子ども食堂等

- 子ども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象事業者を決定。事業実施に必要な費用を助成（上限350万円）。
- 助成対象事業者の活動状況について確認を行い、必要に応じて、活動内容等に対してアドバイスを行う。
- 事業の実施結果について報告を求め、適正な執行が行われたかの確認を行う。

【3】子ども食堂等⇒ひとり親家庭等の子ども

- ひとり親世帯等の子どもに食事の提供等を行う。



3 実施主体等

【実施主体】 特定非営利活動法人、一般社団法人等の非営利団体 【補助基準額】 1法人あたり 350,000千円

【補助率】 国：10/10

令和5年度こどもの貧困対策に関する主な施策について

2. 生活の支援

○ こどもの生活・学習支援事業

- ・ ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもが抱える特有の課題に対し、貧困の連鎖を防止する観点から放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭のこどもの生活の向上を図る。

令和5年度より「地域子供の未来応援交付金(内閣府)」を本事業に統合し、食事の提供にかかる費用を新たに補助対象に加えるとともに関係機関との連携体制整備にかかる費用を補助する。

○ 相談窓口のワンストップ化の促進

- ・ 母子・父子自立支援員に加え、就業支援専門員を配置することで、相談窓口を強化し、ひとり親家庭に対して総合的・包括的な相談支援を実施する。令和5年度より、ひとり親が必要とする相談支援等を受けられるように、新たに同行支援や継続的な見守り支援等の同行型支援を行うための体制づくりに必要な人件費や旅費、備品購入費等の費用を補助する。

○ セーフティネット登録住宅の改修事業に対する支援

- ・ 既存住宅等を改修して子育て世帯等の住宅確保要配慮者専用の住宅とする場合の改修費に対して支援を行う。

令和5年度こどもの貧困対策に関する主な施策について

1. 教育の支援

○ スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置充実

- ・ 全てのこどもが集う場である学校をプラットフォームとして、不登校や虐待などこどもやその家庭が抱える課題への早期対応を図るため、令和5年度においては、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの貧困や虐待等への対策のための重点配置校を前年度比3,900校増の16,200校とするなど、配置を推進する。

○ 貧困等に起因する学力課題の解消のための教員定数の加配措置

- ・ 家庭環境等に左右されず、学校に通うこどもの学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や、放課後補習などの取組を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進する。

○ 高等教育の修学支援新制度(授業料等減免・給付型奨学金)

- ・ 「大学等における修学の支援に関する法律」(令和元年法律第8号)等に基づき、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、真に支援が必要な学生等に対し、授業料等減免と給付型奨学金の支給を併せて実施する。

○ ひとり親家庭の高等学校卒業程度認定試験の合格支援

- ・ ひとり親家庭の親またはその児童が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する際の費用の一部を支給する。令和5年度より受講開始時の給付金額を増額するとともに、新たに通学の場合の補助単価を創設し、ひとり親家庭の経済的負担を軽減する。

令和5年度こどもの貧困対策に関する主な施策について

3. 就労の支援

○ 母子家庭等就業・自立支援事業

- ・ 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談や就業情報の提供など、一貫した就業支援サービスや生活支援サービスを提供するとともに、ひとり親家庭等の児童の健やかな成長を支援するため、養育費の確保や面会交流の支援に取り組む。令和5年度より離婚前から支援が必要な者を対象に加えるとともに、PC等の貸与を行うことで在宅就業等に必要な環境整備を図る就業環境整備支援事業を創設する。

○ 母子・父子自立支援プログラム策定事業

- ・ 児童扶養手当受給者の自立・就業支援のために活用すべき自立支援プログラムを策定し、母子家庭等就業・自立支援センターやハローワーク等との連携のもと、プログラムに基づいた支援を実施する。令和5年度より児童扶養手当の受給が見込まれる者であって、離婚前から当該事業による支援が必要な者を対象に加える。

○ ひとり親家庭への高等職業訓練促進給付金等の支給

- ・ 看護師等の資格取得に係る養成機関での修業期間について生活費の負担軽減を図るために高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、入学金の負担を軽減するための高等職業訓練修了支援給付金を支給する。令和4年度に引き続き、令和5年度末まで、養成機関での修業期間の緩和措置及び対象資格の拡大(1年以上の国家資格等6か月以上の民間資格も対象)を行う。

○ ひとり親家庭への高等職業訓練促進資金貸付

- ・ 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、修学を容易にし、自立の促進を図る。

令和5年度こどもの貧困対策に関する主な施策について

4. 経済的支援

○ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

- ・ 食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

○ 母子父子寡婦福祉資金の貸付

- ・ ひとり親家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的として、こどもの修学等に必要な資金の貸付けを行う母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を行う。令和5年度より収入が減少するなど家計が急変し大きな困難が生じている者を、新たに貸し付け対象に加える。

5. その他

○ 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開

- ・ こどもの未来応援基金を通じたこどもに寄り添った活動を実施する民間団体への支援、支援を実施したい民間企業と支援を必要とする民間団体のマッチング等、「こどもの未来応援国民運動」を推進する。

○ 沖縄こどもの貧困緊急対策事業

- ・ 沖縄の将来を担う子ども達の深刻な貧困対策を引き続き進めるため、こどもの貧困対策支援員の配置、居場所の運営等に対する支援を実施。令和5年度より、支援が必要なこどもを網羅的に把握するため、県内市町村のスクリーニング導入に係る経費を支援する。

こどもの未来応援国民運動

こどもを社会全体で応援する機運を高め、こどもの貧困対策が国を挙げて推進されるようにするための官公民の連携・協働プロジェクト。

※「子供の貧困対策大綱」(H26.8閣議決定)に基づき、H27.4発起人集会を開催。同年10月から運動開始。

子供の貧困対策に関する大綱(R元.11閣議決定)

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、「子供の未来応援国民運動」を通じ、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、地方公共団体における取組や民間団体の支援活動の情報等の収集・提供や、子供の未来応援基金を通じた支援、民間企業と支援を必要とする民間団体のマッチング等、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。

また、このような取組について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解の下、子供を社会全体で支援する機運を高めていく。



こどもの未来は日本の未来

こどもの未来応援基金

・企業や個人からの寄付金を通じて、こどもたちに寄り添った活動を実施する民間団体を支援。

NPO等とその活動を支援する企業等とのマッチング事業

・全国的なネットワークを有する団体と連携し、企業等からの「モノ」「場所」「体験」の提供等の寄付先を調整。

国民への広報・啓発活動、地域における交流・連携事業の展開

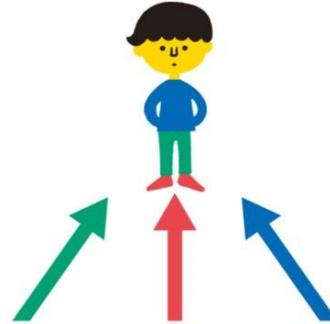
・ホームページ、SNS等を通じた情報発信と普及啓発。

こどもの未来応援国民運動

「見えにくい」子どもたちの貧困に届くため、
NPO等民間組織との連携を。

子ども・家族に貧困であるという自覚がないので、自分から支援を求めない。

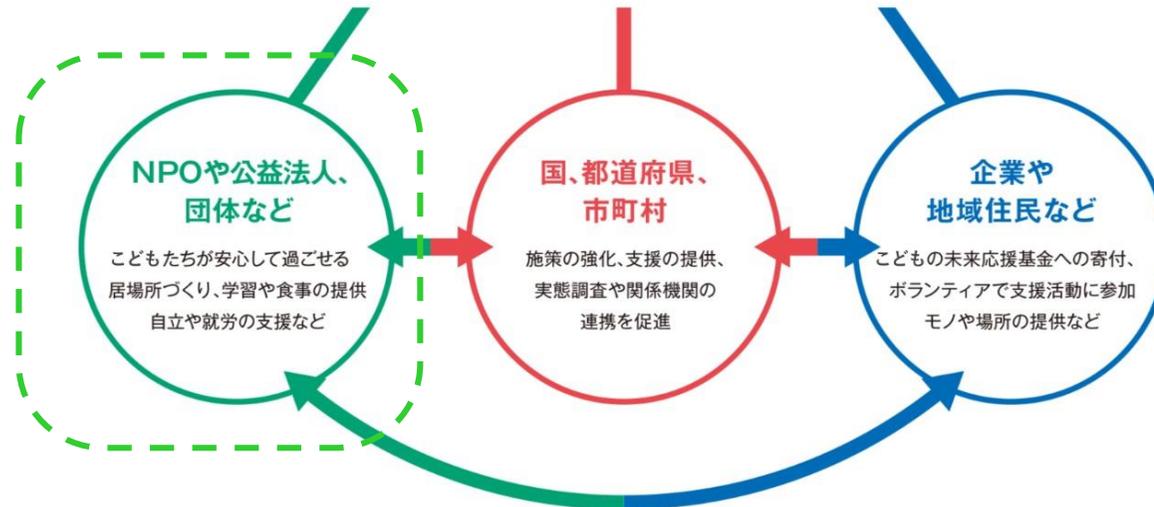
貧困の自覚があっても、周囲の目を気にして表に出せない。



頼れる親戚も、近隣付き合いもなく、
地域の目が届かない。

国や地方自治体の支援情報が届かず、
社会的に孤立しやすい。

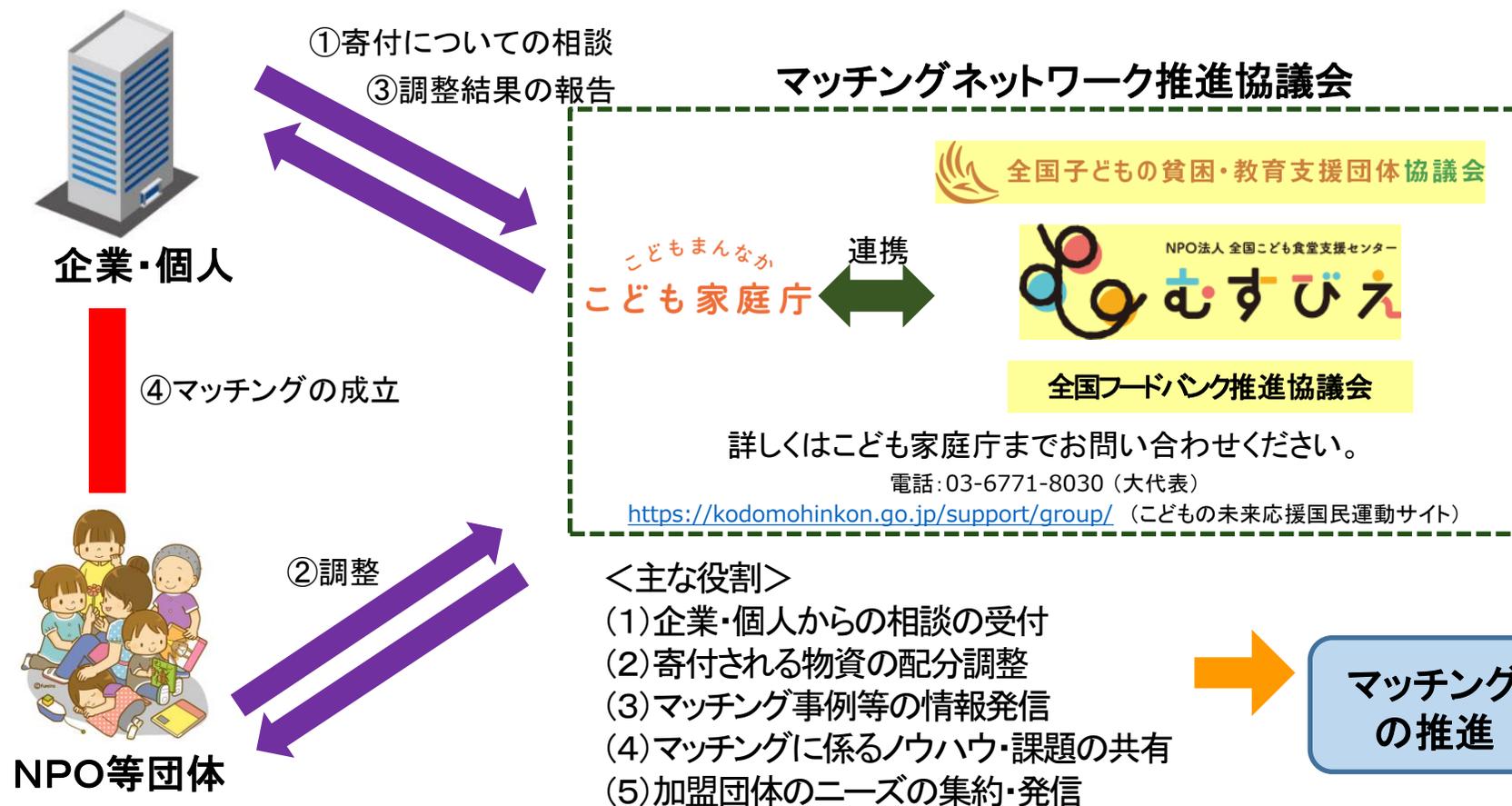
こどもの未来応援国民運動で
支援の輪を広げています。



マッチングネットワーク推進協議会

「こどもの未来応援国民運動」の一環として、マッチングを推進していく組織として「マッチングネットワーク推進協議会」を創設。同協議会を構成する3団体は、企業やNPO等の相談を受けながら、マッチング実現に向け、積極的に活動。

<マッチングの流れ>



マッチングネットワーク推進協議会の活動事例

「支援したい」企業とNPO等支援団体の連携をお手伝いしてきました。

マッチング事例

(株) 壱番屋 × 学習支援団体

(株) 壱番屋は、子どもたちへの「学び」を支えることを目的として、(一社) 全国子どもの貧困・教育支援団体協議会を通じて、全国の学習支援団体へ必要な支援について調査。その結果をもとに、全国19か所の学習支援団体に対し、パソコンやタブレット、プリンター、問題集、備品等の寄贈や、模擬試験受験料の助成を行いました。



日本コーバン(株) × 学習支援団体・子ども食堂・フードバンク

自社が取り扱う2,125枚の輸入布マスクを、学習支援団体・子ども食堂・フードバンクの25団体に寄贈しました。



(株) ナック × 学習支援団体・子ども食堂

(株) ナックは、リユースできなくなったウォーターサーバー用ボトルを利用し、オリジナル定規を作成。全国の学習支援団体に約4,000本、子ども食堂には約3,000本を寄贈しました。また、子どもたちに環境問題に関心を持ってもらえるよう、希望の団体には出前講座「お水の勉強会」を実施しました。



(株) バリューブックス × 子ども食堂

古本を取り扱う(株) バリューブックスと、ミキハウスブランドを展開する三起商行(株)は、book gift projectとして、300か所の子ども食堂に合計約17,000冊の本を寄贈しました。



全国銀行協会 × 子ども食堂

「収入」や「支出」などの金融の知識をカルタで遊びながら学ぶ出前授業を、千葉県松戸市の「こがねはら子ども食堂・よっけ塾」で行いました。



アイング(株) × 子ども食堂

アイング(株)は、栃木県に同社が所有する農園で栽培・収穫した季節の有機野菜を、県内の子ども食堂に寄贈しました。



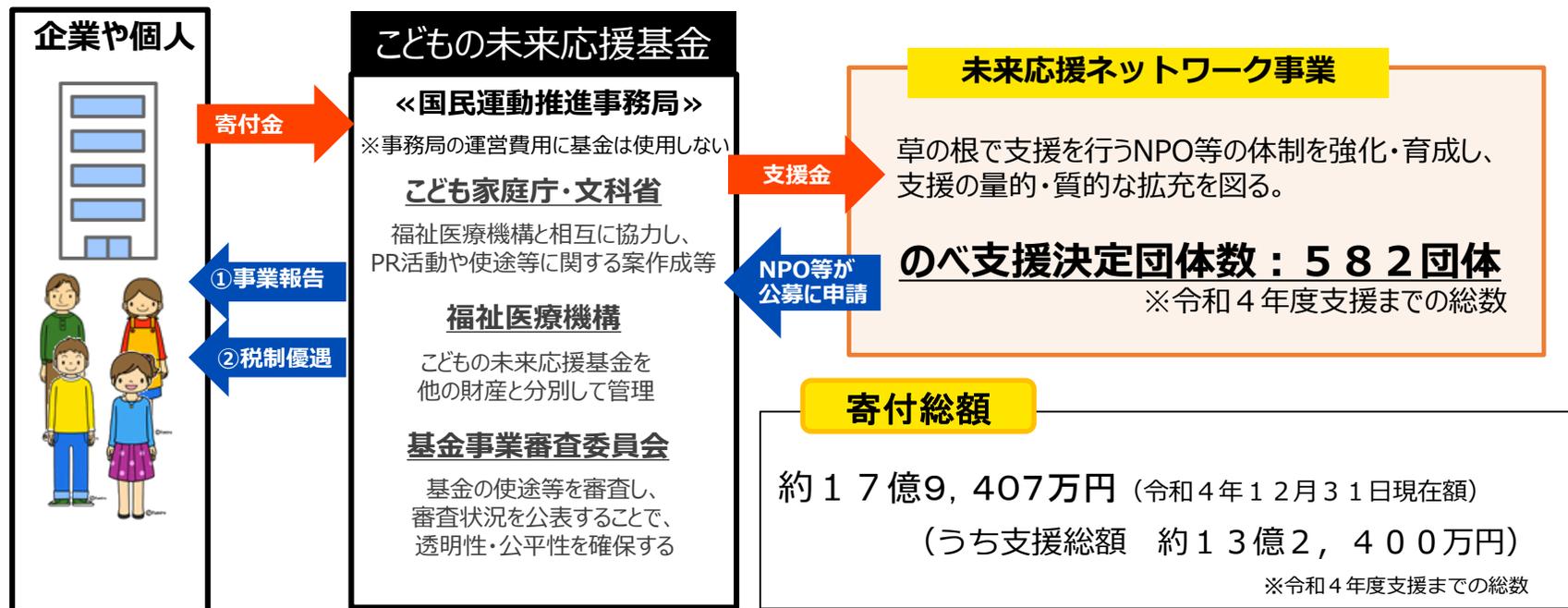
岐阜アグリフーズ(株)・全農 × フードバンク団体

国産若鶏の肝(冷凍)の寄贈を毎月継続的に実施。2022年度は年間2,856kgを岐阜アグリフーズ(株)よりフードバンク15団体に寄贈し、送料はJA全農岐阜が支援しました。



こどもの未来応援基金（未来応援ネットワーク事業）

「こどもの未来応援基金」を通じて、草の根で支援活動を行うNPO法人等の運営基盤の強化・掘り起こしを行い、社会全体でこどもの貧困対策を進める環境を整備することを目的に、NPO法人等への支援金の交付を行う。



令和5年度支援（令和5年4月～令和6年3月活動分）

- 496団体から申請のあった事業の中から、①計画性、②連携、③広報、④継続性の観点等から審査を行い、146団体（※）を採択した。（※）300万円以下を支援する事業A団体と、30万円または100万円を支援する事業B団体の合計。
- 支援決定総額は約2億3千万円。

こどもの未来応援基金（未来応援ネットワーク事業）

令和4年度までの支援実績

事業年度	活動期間	支援実績（支援決定額）	
平成28・29年度 未来応援ネットワーク事業	平成28年10月 ～平成29年9月	86団体	3億1,600万円
平成30年度 未来応援ネットワーク事業	平成30年4月 ～平成31年3月	79団体	2億6,600万円
平成31年度（令和元年度） 未来応援ネットワーク事業	平成31年4月 ～令和2年3月	71団体	2億800万円
令和2年度 未来応援ネットワーク事業	令和2年4月 ～令和3年3月	97団体	1億3,200万円
令和2年度 新型コロナウイルス感染拡大への 対応に伴う緊急支援	令和2年7月 ～令和3年3月	20団体	5,300万円
令和3年度 未来応援ネットワーク事業	令和3年4月 ～令和4年3月	96団体	1億4,600万円
令和4年度 未来応援ネットワーク事業	令和4年4月 ～令和5年3月	133団体	2億200万円

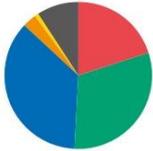
こどもの未来応援基金（未来応援ネットワーク事業）

令和5年度支援実績（146団体）

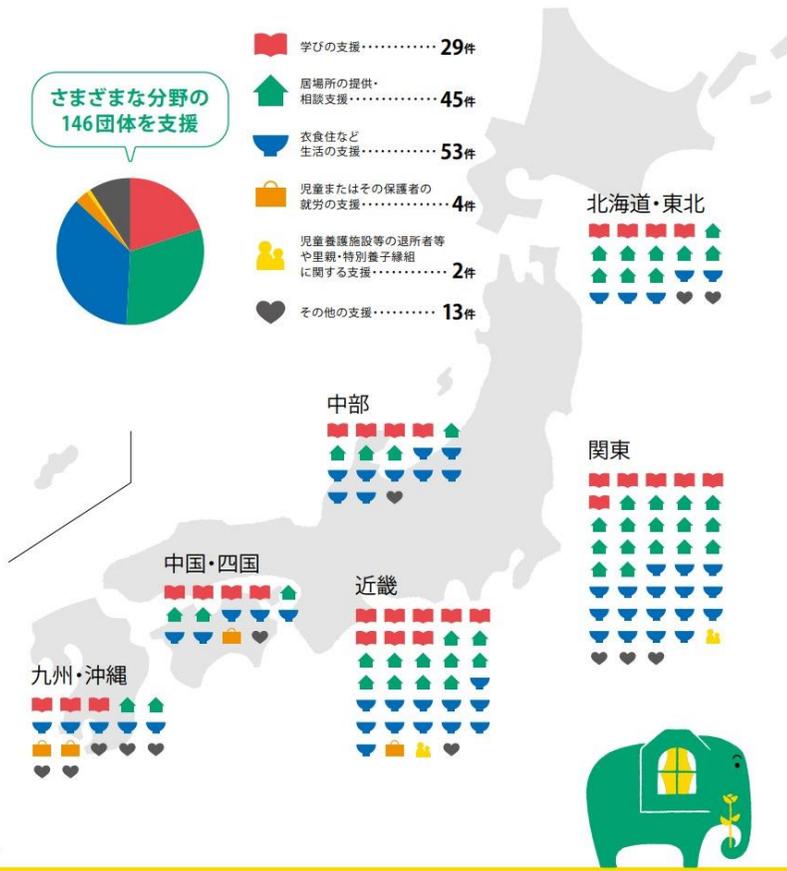
こどもの未来応援基金

基金の支援を受けて、全国各地のNPOなどが活動中!!

さまざまな分野の
146団体を支援



- 学びの支援……………29件
- 居場所の提供・相談支援……………45件
- 衣食住など生活の支援……………53件
- 児童またはその保護者の就労の支援……………4件
- 児童養護施設等の退所者等や里親・特別養子縁組に関する支援……………2件
- その他の支援……………13件



- | | | | | |
|---------------------|-------------------------|--------------------------|------------------------|---------------------------|
| 北海道 | ♥ 麻生キッチンあん ★ | 神奈川県 | ■ ABCジャパン | ■ ピアサポート研究会 |
| ▼ NPOボラギング ★ | ▼ 子どもフリースペースいらっしやい運営委員会 | ▼ フードバンクはりま | ▼ 子ども学習支援グループ須賀の寺子屋 | ▼ フードバンクプロジェクト |
| ▲ かでの会 | ▲ 子ども学習支援グループ須賀の寺子屋 | ▲ おっほ〜こども食堂プロジェクト | ▲ 湘南まぜこぜ計画 ★ | ▲ おた〜こども食堂プロジェクト |
| ▲ くるくるネット | ▲ 湘南まぜこぜ計画 ★ | ▲ おた〜こども食堂プロジェクト | ▲ デジタルコンテンツ研究会 | ▲ おた〜こども食堂プロジェクト |
| ▲ 子どもの未来+にじ色プレイス | ▲ デジタルコンテンツ研究会 | ▲ 田園地区自治連合会婦人会 | ▲ ドリームセンター | ▲ はなまる |
| ▲ さっほろ青少年女性活動協会 ★ | ▲ ドリームセンター | ▲ ふしみい ★ | ▲ ニャワンみんなの食堂 | ▲ フードバンク和歌山 ★ |
| ▲ 隔たまりの家 ★ | ▲ ちよんみんなの食堂 | ▲ 和歌山県 | ▲ まちのかぜ ★ | ▲ オレンジハート |
| ▲ ゆめみへる ★ | ▲ まちのかぜ ★ | ▲ 広島県 | ▲ 宮ノマエストロ | ▲ KIT |
| ▲ わたわ食堂 ★ | ▲ ユナイテッドかながわ ★ | ▲ こどもステーション ★ | ▲ 青森県 | ▲ フードバンク福山 |
| ▼ くらしい | ▼ 幸せサポート いろどり ★ | ▲ 山口県 | ▲ 秋田県 | ▲ 川中れんげホーム ★ |
| ▲ 幸せサポート いろどり ★ | ▲ STORIA ★ | ▲ 子ども食堂「にここ」 | ▲ 宮城県 | ▲ 子どもの食堂「にここ」 |
| ▲ TEDIC ★ | ▲ フードバンク仙台 | ▲ 居場所 カラ・ふる | ▲ 富山県 | ▲ スポーツ巡回ネットワーク |
| ▲ フードバンク仙台 | ▲ 心みちのさき | ▲ ウィメンズエンパワーメント金沢プロジェクト | ▲ 石川県 | ▲ つなぐMima World Community |
| ▲ やっすす ★ | ▲ かがみのやまこども食堂「かえる家」 | ▲ 笑顔のこども食堂ネットワーク-GOHAN ★ | ▲ 福井県 | ▲ 子ども食堂 まねきねこ |
| ▲ かがみのやまこども食堂「かえる家」 | ▲ クローバーの会アットやまがた | ▲ NPO制パン石川 ★ | ▲ 長野県 | ▲ 小豆島子ども・若者支援機構 ★ |
| ▲ クローバーの会アットやまがた | ▲ あんだんて | ▲ 福井県 | ▲ アキハコ | ▲ メタセコイヤの家 ★ |
| ▲ あんだんて | ▲ 本宮自主夜間中学 | ▲ 長野県 | ▲ 子ども・若者STEPハウス ★ | ▲ Gumi |
| ▲ 本宮自主夜間中学 | ▲ 子ども食堂 れん | ▲ 静岡県 | ▲ はまつ子育てネットワークびっぴ | ▲ 虹の花 |
| ▲ 子ども食堂 れん | ▲ もりサポ塾 | ▲ 岐阜県 | ▲ POPOLO ★ | ▲ Smileネットワーク北九州 ★ |
| ▲ もりサポ塾 | ▲ 補野たすけあい | ▲ 愛知県 | ▲ 地域たすけあいの会 ★ | ▲ チャイルドケアセンター |
| ▲ 補野たすけあい | ▲ 風車 ★ | ▲ 愛知県 | ▲ 愛知夜間中学を語る会 ★ | ▲ 舞台アート工房・劇列車 |
| ▲ 風車 ★ | ▲ すくす子育てやぎハウス | ▲ はくくみ ★ | ▲ はくくみ ★ | ▲ フードバンク北九州ライフデザイン |
| ▲ すくす子育てやぎハウス | ▲ とちぎ男女共同さんか〜わっと | ▲ 陽和 | ▲ 陽和 | ▲ 佐賀県 |
| ▲ とちぎ男女共同さんか〜わっと | ▲ 虹色の会 | ▲ レインボー | ▲ レインボー | ▲ 佐賀県 |
| ▲ 虹色の会 | ▲ 地域の居場所「よっちゃん家井野川」 | ▲ 三重県 | ▲ shining ★ | ▲ 長崎県 |
| ▲ 地域の居場所「よっちゃん家井野川」 | ▲ カイロス ★ | ▲ 滋賀県 | ▲ 学び場子ども食堂 | ▲ 任意団体地域密着型憩い場 |
| ▲ カイロス ★ | ▲ Glocal Standard | ▲ 滋賀県 | ▲ 滋賀県里親連合会 ★ | ▲ おあし ★ |
| ▲ Glocal Standard | ▲ 十文字学園女子大生活環境研究所 ★ | ▲ 滋賀県 | ▲ 彦根子どもサポートネットワーク | ▲ フリースクール クレイン・ハーバー |
| ▲ 十文字学園女子大生活環境研究所 ★ | ▲ 地域教育ネットワーク | ▲ 滋賀県 | ▲ ボランティアグループ「たんぽぽ」★ | ▲ シンマ熊本応援団 ★ |
| ▲ 地域教育ネットワーク | ▲ 新産子育てネットワーク | ▲ 京都府 | ▲ 京都マザーグースの会 ★ | ▲ めくもり食堂 |
| ▲ 新産子育てネットワーク | ▲ わわ工房 | ▲ 京都府 | ▲ 子育て支援団体「ママキラプロジェクト」★ | ▲ キャリアサポート ★ |
| ▲ わわ工房 | ▲ NPO BRIGHT | ▲ セカンドハーベスト京都 | ▲ セカンドハーベスト京都 | ▲ すみれ学級 |
| ▲ NPO BRIGHT | ▲ COCO PORTA | ▲ 向日市さくらさっちゃん | ▲ 向日市さくらさっちゃん | ▲ ハバフルシニア・宇佐 |
| ▲ COCO PORTA | ▲ せんなり村 ★ | ▲ いいねきーたん実行委員会 | ▲ いいねきーたん実行委員会 | ▲ (子ども食堂・ASU) |
| ▲ せんなり村 ★ | ▲ ひだまりのたね | ▲ 輝 ★ | ▲ 輝 ★ | ▲ 鹿児島県 |
| ▲ ひだまりのたね | ▲ READY BOX | ▲ キリンこども応援団 | ▲ キリンこども応援団 | ▲ 任意団体地域密着型憩い場 |
| ▲ READY BOX | ▲ あじさいの集い「富士見」★ | ▲ ココまな ★ | ▲ ココまな ★ | ▲ collage ★ |
| ▲ あじさいの集い「富士見」★ | ▲ Kid's Garden ★ | ▲ 子どもネットワーク ワルツ ★ | ▲ 子どもネットワーク ワルツ ★ | ▲ 沖縄県 |
| ▲ Kid's Garden ★ | ▲ 芸術家と子どもたち | ▲ こども未来塾 | ▲ こども未来塾 | ▲ 名護こども食堂 |
| ▲ 芸術家と子どもたち | ▲ コミュニティ・レストラン「木々」★ | ▲ こもれば ★ | ▲ こもれば ★ | ▲ よなよーる |
| ▲ コミュニティ・レストラン「木々」★ | ▲ 3keys ★ | ▲ J-Love こども食堂 ★ | ▲ J-Love こども食堂 ★ | |
| ▲ 3keys ★ | ▲ せたがやこどもフードパントリー | ▲ 青少年自立支援施設 淡路プラッツ | ▲ 青少年自立支援施設 淡路プラッツ | |
| ▲ せたがやこどもフードパントリー | ▲ 実行委員会 ★ | ▲ 富田林市人権協議会 | ▲ 富田林市人権協議会 | |
| ▲ 実行委員会 ★ | ▲ チョイふる | ▲ ほっぴら ★ | ▲ ほっぴら ★ | |
| ▲ チョイふる | ▲ ディーセントワールド(神奈川県) | ▲ 東深井つどいば食堂 ふらっと ★ | ▲ 東深井つどいば食堂 ふらっと ★ | |
| ▲ ディーセントワールド(神奈川県) | ▲ テラコヤ | ▲ ひのこらーず | ▲ ひのこらーず | |
| ▲ テラコヤ | ▲ なにかし堂 ★ | ▲ みんなのIBASYOプロジェクト | ▲ みんなのIBASYOプロジェクト | |
| ▲ なにかし堂 ★ | ▲ 日本教育再興連盟 | ▲ WAIKI | ▲ WAIKI | |
| ▲ 日本教育再興連盟 | ▲ 日本ピースマイル協会 | ▲ 日向ほっこ | ▲ 日向ほっこ | |
| ▲ 日本ピースマイル協会 | ▲ 日向ほっこ | ▲ 兵庫県 | ▲ こどもサポートステーション・たねとすく | |
| ▲ 日向ほっこ | ▲ 始強お助け教室由木教室 | ▲ 丹波篠山の子ども食堂と健康を考える会 ★ | ▲ 丹波篠山の子ども食堂と健康を考える会 ★ | |



こどもの未来応援基金（未来応援ネットワーク事業）

こどもやご家庭の声（令和3年度活動事業報告書）

■ 学習支援

「学習に対する集中力が向上した。」（中学3年生）

「登校への意欲が高まった。」（小学5年生）

「これまで自分だけの力ではできなかった宿題をやり遂げることができ、自信をもって登校できるようになった。」
（小学5年生）

「落ち着いてちゃんと勉強できる環境がある。」（全学年）

「繰り返し勉強することにより、わかるようになった。」（中学3年生）

「最初は一人で行けなかったが、待ち合わせ場所まで迎えに来てくれたので、徐々に通えるようになった。」
（中学3年生）

「1人の生徒に1人の講師・先生なのでいろいろ聞ける。」（中学1年生）

「教え方がうまくて、学校よりもよくわかるところがある。」（中学1年生）

「保護者への連絡が細かく丁寧で、こどもの様子がよく分かった。」（中学2年生の保護者）

「学習の途中でゲームなどを行い、楽しかった。」（中学1年生）

「昼の弁当をもらった時、家で食べたことがないようなおいしさだった。」（中学3年生）

「LD（学習障害）のある子が、タイピングをマスターし、日記などをつけられるようになった。」
（小学6年生の保護者）

「ここに来て前よりもテストの点数があがったから良かった。個人で教えてもらうから質問がしやすい。」
（中学3年生）

こどもの未来応援基金（未来応援ネットワーク事業）

こどもやご家庭の声（令和3年度活動事業報告書）

■居場所の提供・相談支援

「食材提供や市役所の相談が助かった。ありがとうございます。」（高校1年生）

「去年に比べると色々安心できている。去年は考えられなかった。」（高校3年生）

「ごはんがおいしい。自分で用意しなくていい。」（小学2年生）

「初めて作ったごはんばかり。家でもやる！」（食育イベントに参加した小学4年生）

「自分の家のように『ただいまー！』と入ってきて、学校であった話ができる。」（中学2年生）

「ギター初めて弾いた。モチベーションが上がった。」（小学6年生）

「レジを手伝えたのが楽しかった。本当のお店ではまだできないから、このような体験ができてとても勉強になるし楽しい。」（中学生）

「お休みの日なのに友達と遊べるのが楽しい。」（小学生）

「いつも美味しい食事や交流する機会を作っていただきありがとうございます。いつか私も子ども達も年月が過ぎたら、ボランティアをする側になりたいと思います。」（保護者）

こどもの未来応援基金（未来応援ネットワーク事業）

こどもやご家庭の声（令和3年度活動事業報告書）

■ 児童またはその保護者の就労の支援

「こどもを出産してから勉強をする機会がなかったので、とても良い機会になりました。」（30代・保護者）

「学んだことを意識して実践していたら、任される仕事が増え、給料アップしました！」（30代・保護者）

「参加したことで、講師の方や仲間から刺激を受け、私の背中を押してもらえ、人生まで大きく変わったような気がします。」（40代・保護者）

「社会人として長く過ごす中で、改めてビジネスマナーの基本を教わり学ぶべきことが多々ありました。仕事へのモチベーションも上がり、志のある仲間に出会えたことが、何よりの宝となりました。」（30代・保護者）

（親子プログラムに参加した親子の声）

「お料理をするのがとても楽しかった。ずっとあればいい。」（小学生）

「ほかの学校のお友達ができてうれしかった。」（小学生）

「できる事が増えて、やってみよう！の気持ちが強くなったように思います。」（小学生の保護者）

「積極的に家事に関わるようになり、とても助かっています。参加してよかった！親子でそれぞれが学べるというコンセプトがとても良かったです。」（小学生の保護者）

こどもの未来応援基金（未来応援ネットワーク事業）

こどもやご家庭の声（令和3年度活動事業報告書）

■ 児童養護施設等の退所者等の支援

「家族とのトラブルがあった時など、アドバイスをもらいました。家庭の問題は施設退所後もずっと背負っていくものなので難しいです。施設退所後も話を聞いてくれて心強かったです。」（20代退所者）

「施設を卒業してから、生活と学業の両立を目指していましたが、自分の力のみでは経済面的にも厳しいことが多くありました。コロナで収入が減る中、食材支援はとても助かりました。中でもお米は、毎日食べるものなので一番嬉しかったです。食材支援があるおかげで気持ち的にも金銭的にも少し余裕が出来ました。」（大学生）

こどもの未来応援基金（未来応援ネットワーク事業） 令和6年度支援団体募集 **<募集終了>**



こどもの未来応援基金
令和6年度 未来応援ネットワーク事業
支援団体募集中
こどもの貧困対策を行う活動に支援金を交付します

illustration by toshiyuki hirata (C) 2022

- 対象団体：NPO法人、公益法人、一般法人、社会福祉法人、医療法人、その他ボランティア団体や町内会など、非営利かつ公益に資する活動を行う任意団体等
- 活動期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

応募期限
9/19 火 15時まで

今回も、多数のご応募ありがとうございました。
今後も、NPO等民間組織の皆様と連携して、
こどもの未来応援の取組を進めて参ります。

こどもまんなか
こども家庭庁



こどもの未来応援国民運動

ご清聴ありがとうございました。